

[チェーンソー作業従事者特別教育補講 カリキュラム]

<対象者>

チェーンソー従事者特別教育修了者
(労働安全衛生規則第36条第8号の2修了者)

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条(安全衛生教育)
労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について
(平成31年2月14日付け基発0214第9号)

<カリキュラム>

講習内容	1. 伐木等作業に関する知識	2. 0時間
	2. 関係法令	1. 0時間
	3. 実技(伐木等の方法)	2. 0時間
	合計	5. 0時間